

第22回 平成25年分の贈与税の申告状況 および生前贈与活用のポイント

税理士
内田 麻由子

■概要

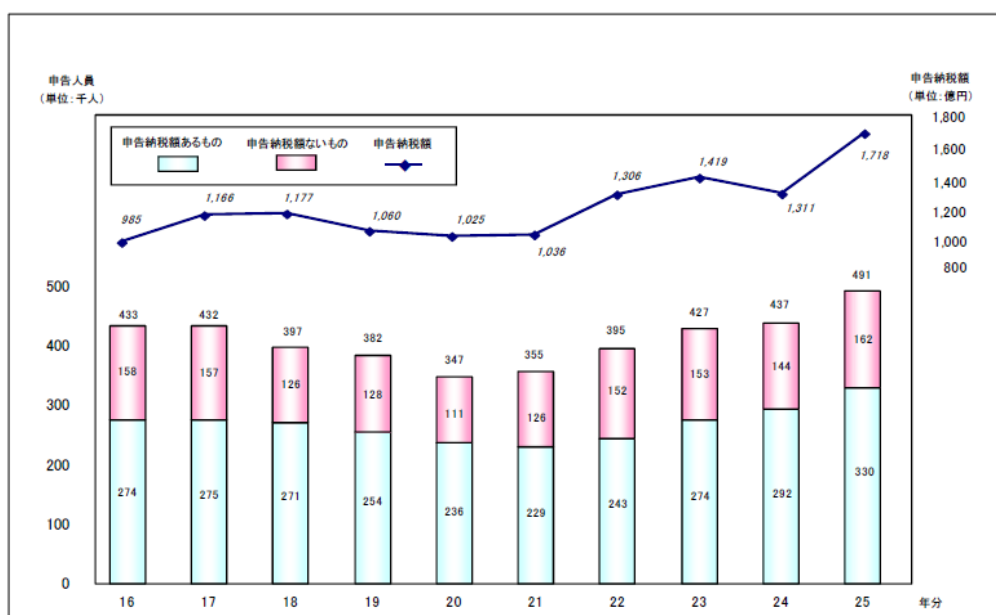
平成27年1月から相続税の基礎控除が4割縮小される相続増税を控え、生前贈与を活用して相続対策をするご家庭が増えています。

今回は、国税庁から5月に発表された平成25年分の贈与税の申告状況に関するデータを紹介し、あわせて生前贈与活用のポイントについてみていきましょう。(本レポートのデータおよび図表は、国税庁発表の「平成25年分の所得税及び復興特別所得税、消費税並びに贈与税の確定申告状況等について」に基づきます)

【1】贈与税の申告状況について

1. 贈与税の申告状況

平成25年分の贈与税の申告人員・納税人員・申告納税額は、いずれも前年分（平成24年分）と比べて増加しています。



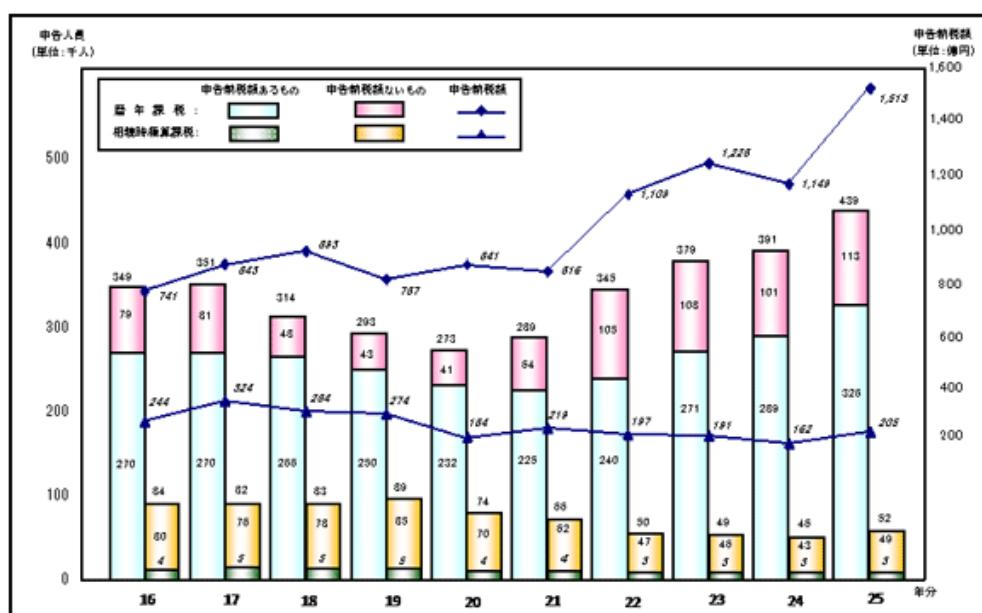
(注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

贈与税の申告書を提出した人員は49万1千人で、平成24年分（43万7千人）から5万5千人増加（+12.6%）しました。そのうち、申告納税額のあるもの（納税人員）は33万人で、平成24年分（29万2千人）から3万7千人増加（+12.8%）、申告納税額は1,718億円で、平成24年分（1,311億円）から408億円増加（+31.1%）しました。

2. 暦年課税及び相続時精算課税別の申告状況

贈与税には、暦年課税制度と相続時精算課税制度の2つの制度があります。上記1.の申告状況を2つの制度毎に見てみましょう。

平成25年分の暦年課税及び相続時精算課税の申告人員・納税人員・申告納税額は、いずれも前年分（平成24年分）に比して増加しています。



(注)1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 相続時精算課税に係る人員には、暦年課税との併用者を含んでいる。

贈与税の申告書を提出した人員のうち、暦年課税を適用した申告人員は43万9千人で、平成24年分（39万1千人）から4万9千人増加（+12.4%）しました。そのうち、納税人員は32万6千人で、平成24年分（28万9千人）から3万7千人増加（+12.7%）、申告納税額は1,513億円で、平成24年分（1,149億円）から364億円増加（+31.7%）しました。

相続時精算課税を適用した申告人員は5万2千人で、平成24年分（4万6千人）から6千人増加（+13.6%）しました。そのうち、納税人員は3,453人で、平成24年分（3,005人）から448人増加（+14.9%）、申告納税額は205億円で、平成24年分（162億円）から43億円増加（+26.6%）しました。

また、住宅取得等資金の非課税を適用した申告人員は7万5千人で、平成24年分（6万4千人）か

ら1万2千人増加(+18.5%)、住宅取得等資金の金額は6,587億円で、平成24年分(6,201億円)から386億円増加(+6.2%)、住宅取得等資金のうち非課税の適用を受けた金額は5,767億円で、平成24年分(5,703億円)から64億円増加(+1.1%)しました。

<参考>住宅取得等資金の非課税の概要

平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次の表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

○受贈者ごとの非課税限度額(注1)

| 贈与年分 住宅の種類 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|---------------|---------|---------|---------|
| 省エネ等住宅(注2) | 1,500万円 | 1,200万円 | 1,000万円 |
| 上記以外の住宅 | 1,000万円 | 700万円 | 500万円 |

(注1) 最初に住宅非課税の適用を受けようとする住宅取得等資金の贈与を受けた年分に係る金額が受贈者ごとの非課税限度額となります。なお、既に住宅非課税の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。

(注2) 「省エネ等住宅」とは、省エネ等基準(省エネルギー対策等級4相当であること、耐震等級2以上であること又は免震建築物であることをいいます。)に適合する住宅用の家屋であることにつき、一定の証明書などを贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものをいいます。

【2】生前贈与活用のポイント

1. 暦年課税制度における生前贈与の注意点

贈与税について勘違いしていたために、あとで多額の相続税がかかってしまうことがあります。正しい知識で、あげる人ももらう人もHappyな生前贈与をしましょう。

(1) 生前贈与の注意点1～「あげたつもり」ではダメ

房江さん(60歳)は、相続対策のつもりで、長女の香織さん(30歳)には内緒で、毎年110万円を香織さん名義の通帳に預金していました。香織さんはそのことを知らず、通帳や印鑑も母の房江さんが持っています。10年後、房江さんが亡くなりました。香織さん名義の預金1,100万円は、実質的には房江さんの預金であるとして(これを「名義預金」といいます)、相続税の対象になってしまいます。

贈与は「あげますよ」「もらいますよ」というお互いの意思疎通があってはじめて成立するものです。房江さんのように「あげたつもり」では残念ながら贈与したことにはならないのです。贈与を受けた香織さんが、贈与されたお金を自由に使える状態になっていなければ、贈与したとはいえません。

したがって、通帳や印鑑は、贈与した人（親・祖父母）ではなく、贈与を受けた人（子・孫）が管理するようにしましょう。

(2) 生前贈与の注意点2～「もらったつもり」もダメ

「夫のものはワタシのもの、ワタシのものもワタシのもの」という奥様がたまにいらっしゃいます。通常はそれでも夫婦円満なら問題ないのですが、相続では話が違ってきます。

主婦の静子さん（70歳）は、夫の雅夫さん（75歳）のお給料や退職金の約半分を自分名義の預金にしてきました。雅夫さんが亡くなりました。雅夫さん名義の預金は2,000万円です。静子さん名義の預金はなぜか雅夫さんより多く3,000万円ありました。静さんは結婚以来ずっと専業主婦で収入はなく、親から相続した財産もありませんし、宝くじに当たったこともありません。

静さんは、雅夫さん名義の預金2,000万円だけを相続税申告の対象にすればよいかというと、そうではありません。静子さん名義の預金3,000万円についても、実質的には亡くなった雅夫さんの財産であるとして（名義預金）、相続税の対象になります。つまり、名義だけで判断はしないということです。

(3) 「贈与の証拠」を残すこと

相続の時に税務署から名義預金と認定されないようにするには、たとえ親子や夫婦など親族の間であっても、贈与が成立しているということを証するために、「贈与の証拠」を残しておくことが大切です。

具体的には、

- 1) 「贈与の都度」贈与契約書をつくる
- 2) 贈与は現金ではなく振り込みで行う
- 3) 贈与税の申告をする（基礎控除額110万円を超える贈与を受けた場合）

の3点に気をつけましょう。

あえて基礎控除額110万円を少し超える金額の贈与を受けて、贈与税の申告・納税をすることにより、贈与の証拠を残しているという方もいます。ちなみに、111万円の贈与ならば、贈与税は1,000円です。120万円の贈与ならば、贈与税は1万円です。

2. 相続時精算課税制度における生前贈与の注意点

(1) 相続時精算課税制度とは

長寿化に伴い、相続人が相続により財産を取得する年齢も高齢化して「老老相続」となっています。親世代から子世代への生前贈与による財産の移転を後押しし、子世代に消費をしてもらって、景気を活性化しようという目的のために創設されたのが、相続時精算課税制度です。

この制度を選択する旨を税務署へ届け出た場合には、65歳以上の親から20歳以上の子への贈与について、累計2,500万円までは贈与税がかかりません（平成27年からは60歳以上の親または祖父母から20歳以上の子または孫への贈与が対象）。2,500万円を超える部分については、一律20%の税率で贈与税がかかります。

しかし相続が発生した時には、この制度を使って贈与を受けた金額については、たとえ何年前の贈与であっても、相続財産に含めて相続税を計算します。なお、贈与時に支払った贈与税があれば、相続税から差し引きます。

(2) 相続時精算課税制度の注意点

相続時精算課税制度を使うときには、次のことに注意する必要があります。

1) 贈与の時には贈与税がかからなくても、相続の時には相続税がかかります。

つまり「非課税」というよりも「生前相続」という性格のものです。したがって、原則として相続税の節税にはなりません。また、あとで相続税がかかるのですから、相続税の納税資金についても考慮しておく必要があります。

2) 受贈者ごと、かつ贈与者ごとに、相続時精算課税制度の適用を受けるか否かについて選択できます。

ただし、いちど相続時精算課税制度を選択すると、同じ贈与者からの贈与については、暦年課税制度には戻れません。

3) 贈与時の価額で相続時に相続税を計算します。

したがって、不動産や株式など価額が変動する財産については、贈与時より相続時に価額が下がってしまった場合でも贈与時の高い価額で相続税を計算しなくてはなりません。逆に贈与時より相続時に価額が上がった場合には、贈与時の低い価額で相続税を計算できます。

4) 孫への遺贈や相続時精算課税制度による贈与については、相続税の2割加算の対象となります。

(3) 相続時精算課税制度の活用法

相続時精算課税制度は、次のような場合に活用することができます。

- 1) マイホームの購入資金など子どもが必要なときに多額の生前贈与を受けたい場合
- 2) 自社株を後継者に承継させたい場合
- 3) 賃貸物件の贈与により、家賃収入を子に移転させたい場合 など

3. 子や孫の幸せを願って

いくら財産をたくさん遺して死んでも、子や孫から「ありがとう」の声を直接聞くことはできません。一方、元気なうちに子や孫に贈与すれば、子や孫から感謝され「ありがとう」と言ってもらえます。子や孫の喜ぶ顔を見ることもできます。

相続に「財産の相続」と「心の相続（想続）」があるように、贈与にも「財産の贈与」と「心の贈与」があります。相続対策になるからという理由だけで贈与するのではなく、子や孫の幸せを願う気持ちで贈与したいですね。

贈与してもらった子や孫は、恵まれていることに感謝し、親や祖父母の気持ちのこもったお金を大切に活かして使うことです。経済的な豊かさだけでなく、心の豊かな人間になることが、親や祖父母への一番の恩返しになるのではないのでしょうか。

【注】

本稿は2014年6月1日現在の税制に基づいています。今後の税制改正により制度が変わる可能性があります。実際の運用に際しては税理士等の専門家にご相談ください。



所属 内田麻由子会計事務所 代表・税理士
一般社団法人日本相続協会 代表理事

略歴 都内大手税理士法人勤務を経て2003年開業。港区赤坂にて、相続・資産税に特化した税理士事務所を経営。
2010年に一般社団法人日本相続協会を設立。「円満相続の3K～感謝・絆・供養」をスローガンに、「財産の相続」と「心の相続（相続）」を楽しく学ぶ『相続塾』を毎月主催。エンディングノート『愛する家族へ想いを伝える相続ノート』も好評。
税理士として相続・事業承継対策、税務申告で多くの法人・個人のお客様へサービスを提供するかたわら、相続・税務・会計に関するセミナー・研修講師の実績多数。楽しくわかりやすい講演には定評がある。
著書（監修）「FP知識シリーズ 相続・贈与編」（セールス手帖 社保険FPS研究所）
